② 同表記載の更生手続開始決定日の前日までの延滞金等、及び更生計画認可決定日までに更生手続開始決定日から１年を経過した場合に、更生手続開始決定日の１年経過後から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権限を有する者の同意を得られることを条件として、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。

③ 前記①及び②の免除後の金額を、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して納付する。

第２　労働債権

１　確定債権

確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

	件　数	内　　容	金　　額	別　表
㈱新藤	３件	総額	16,448,967円	５－２－１
新藤販売㈱	１件	総額	3,725,870円	５－２－２
日星ビスコム㈱	１件	総額	1,481,499円	５－２－３

２　権利の変更及び弁済方法

別表５－２－１「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）（㈱新藤）」、別表５－２－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）（新藤販売㈱）」及び別表５－２－３「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）（日星ビスコム㈱）」記載の確定債権額を、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定債権

確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

	件　数	内　　容	金　　額	別　表
㈱新藤	128件	総額	29,894,521,855円及び額未定	６－１
		（内訳） 元本 更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金 開始決定日以降の利息・損害金	 26,193,575,602円 3,700,946,253円 額未定	
新藤販売㈱	53件	総額	26,951,925,665円及び額未定	６－２
		（内訳） 元本 更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金	 23,315,487,597円 3,636,438,068円	
		開始決定日以降の利息・損害金	額未定	
日星ビスコム㈱	32件	総額	26,764,470,731円及び額未定	６－３
		（内訳） 元本 更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金 開始決定日以降の利息・損害金	 23,117,892,377円 3,646,578,354円 額未定	
新藤テクニクス㈱	34件	総額	27,068,615,978円及び額未定	６－４
		（内訳） 元本 更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金 開始決定日以降の利息・損害金	 23,431,192,346円 3,637,423,632円 額未定	

第２　権利の変更及び弁済方法

別表６－１「一般更生債権弁済計画表（㈱新藤）」、別表６－２「一般更生債権弁済計画表（新藤販売㈱）」、別表６－３「一般更生債権弁済計画表（日星ビスコム㈱）」及び別表６－４「一般更生債権弁済計画表（新藤テクニクス㈱）」記載の確定債権額につき、以下のとおり権利の変更及び弁済を行う。

① 更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定確定日に全額免除を受ける。

② 前記①の免除後の確定債権額（弁済対象債権額）につき、以下のとおり更生計画認可決定確定日に免除を受け、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

ⅰ　弁済対象債権額のうち、10万円以下の部分　100％弁済する。

ⅱ　弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分
99％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

ⅲ　弁済対象債権額のうち、1000万円を超え、5000万円以下の部分
99.99％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

ⅳ　弁済対象債権額のうち、5000万円を超える部分
99.9993％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

第３　追加弁済

以下の条項に従い追加弁済を行う。

１　更生会社株式会社新藤（以下「新藤」という。）について

① 前記第２節第１の２②により免除を受けた額があるときは、その金額を弁済原資とする。

② 弁済額は、弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分の金額に応じた按分額とする。

③ 弁済は前記第２②の弁済と一括して行う。

④ この弁済額の範囲で、前記第２②の免除は効力を失う。